

「第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画(改定素案)」にご意見をお寄せください!

県では、「神奈川県犯罪被害者等支援条例」に基づき、「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、犯罪被害者等への総合的な支援に取り組んでいます。

第3期計画である現行計画は、令和5年度までの計画となっていますので、これまでの施策の実施状況を検証した上で、更なる支援施策の充実を図るため、令和6年3月までに計画の改定を行います。つきましては、県民の皆様からのご意見を募集します。

ご意見をいただく際の参考資料

県政情報コーナー、各地域県政情報コーナー、くらし安全交通課、かながわ犯罪被害者サポートステーションにて印刷物として閲覧できるほか、次のホームページにてご覧いただけます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/pub/c5802804.html>



改定素案について

- I 計画期間 令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間
- II 計画の基本目標
 - 犯罪等により壊された日常生活の早期回復
 - 犯罪被害者等を支える地域社会の形成
- III 改定素案の概要

1 基本的な考え方

「神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会」による検討などで明らかになった犯罪被害者等への支援に係る諸課題に対応するため、新たな施策・事業を計画に位置付けるなど、支援施策の更なる充実を図る。

【犯罪被害者等への支援に係る主な課題】

- (1) 犯罪被害者等支援への理解促進と、かながわ犯罪被害者サポートステーション（以下「サポートステーション」という。）や、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）の広報の充実・強化
- (2) サポートステーションや「かならいん」の相談・支援機能の充実・強化
- (3) 市町村との連携
- (4) 経済的支援、日常生活や住居の確保への支援
- (5) 犯罪被害者等を支える人材の育成

2 改定の主なポイント

次の充実強化の方向性を改定素案に位置付ける。

- (1) 経済的支援
 - ・ 現在の生活資金貸付金に替え、見舞金制度の導入
- (2) 市町村の取組支援
 - ・ 家事や育児など、犯罪被害者等への日常生活支援を行う市町村への財政支援
 - ・ 施策の調整や市町村支援等を専門的に行うコーディネーターを配置
- (3) 子ども・若者に対する相談、支援
 - ・ SNSの活用をはじめとした相談しやすい支援体制を整備
- (4) 「かならいん」の支援体制
 - ・ 証拠採取等の実施体制の充実
 - ・ 産婦人科以外の診療科（精神科、小児科、泌尿器科等）も含めた医療機関との連携強化

「第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画(改定素案)」に関するご意見をお寄せください

ご意見の募集期間 令和6年1月16日(火)まで

●「第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画(改定素案)」に関する意見

※ 以下の項目も、差し支えのない範囲でご記入をお願いします。

住所地	市・町・村	性別	男・女	年齢	歳代
-----	-------	----	-----	----	----

ご意見は「第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画(改定素案)に関する意見」と

明記して、次のいずれかの方法でお寄せください。

・フォームメール

神奈川県暮らし安全交通課のホームページから
お問い合わせフォームを利用してください。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5943



・郵送(意見募集期間最終日の消印有効)

〒221-0835横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
神奈川県暮らし安全交通課横浜駐在事務所あて

・ファクシミリ 045-311-4755